

## 第20期 国立市社会教育委員の会（第4回定例会）会議要旨

平成25年8月20日（火）

〔参加者〕 松田、佐藤、立入、猪熊、根本、武澤、矢野、川廷、太田

〔事務局〕 津田、清水、藤田

事務局 本日もご出席いただきましてありがとうございます。

会議を始める前にお伝えしたいことがございます。議事録について、全言記録という言葉で丸々発言したことがそのまま会議録に載るのではというふうにご理解をいただいた委員さんも多くいらっしゃったようです。これについては、市議会の場合でも同じように個人情報または、事実が誤った形で説明したものを訂正した場合については、記録としては訂正した形の記録をホームページに載せさせていただくという形をとっておりますので、社会教育委員の会でも同様としております。

ただ、その説明が委員の皆様伝わっていなかった部分があったので、個人情報にかかわる部分があるのではということで発言を控えられていた委員さんもいらっしゃったりとか、事実誤認の部分、事務局で事実と違うことを発言していたので、そこをご指摘をいただいたので修正していたら、発言と記録が違うのではないかとというご指摘をいただいたりということが前回までにごございましたので、確認させていただきませんが、全言記録と申し上げましても個人情報については伏せさせていただきます。また、内容が誤った情報であったり、認識だったりすることがあった場合は適宜修正を加えた形で表現していくということになります。

それとあわせて、特に今回、第3回の議事録に関しては、個人情報に触れている部分などもありましたので削除させていただくという処理をしました。ただ、それに基づいてさまざま議論が進んでしまった部分があったので、そこにかかわる部分は若干修正を入れたり、削除したりという作業がありましたので、今もそれが整理できていない状況なので、第3回の議事録については今日皆様のお手元にまだお配りできていない状況です。ですので、そこも踏まえて修正を加えたものを一度委員の皆様にお送りします。

今回事務局から、第1回についても皆様の目を通していただきたいというメールを送らせていただきました。それについても、また目を通していただいて、委員の皆様の確認がとれ次第、こちらでホームページにアップしていきたいと考えております。会議録については、こちらからは以上になります。

こちらから家庭教育支援の諮問を出させていただいて、委員の皆様にごここまで議論をいただいておりますが、会議を進めていただく中で、ご提示している言葉についてのご説明が足りない部分もあったかと思っておりますので、改めて申し上げたいと思います。19期が学校支援というテーマでありましたし、教育というのは子どもに直接かかわる部分でもありますので、子ども支援であるとか、子どもにかかわる学校への支援という部分に皆様の意識が向きがちではあるのですが、家庭教育支援は、第2回の際にも資料をもって説明させていただきましたが、父母その他の保護者が子どもに対して行う教育のことを指しております。

家庭教育支援の目的は、親の支援を通じて子どもの育ちを支えていくということにあり、人間の育ち、子どもの発達資産形成の観点から家庭教育の支援活動を行うとともに、学校や地域の関係者が協力していくことが必要という論文の引用をしてお説明させていただきました。昨年度の議論の中でもさまざまあったかと思うのですが、あくまで家庭の中で、ほんとうはさまざまな学校での支援事業について受けてもらいたいお子さんがいても、そのお子

さんが直接受けていただけないとか、そういった部分で親御さんにそういった認識がなったりとか、忙しくてそういうところに連れてこられない状況があったりするのであれば、そういった親御さんに支援していくことが必要ではないかというような意見もございました。

今回の家庭教育支援とは、あくまでも家庭教育を行う主体である保護者、お父さん、お母さんに対して現状どういったものがあるのか。どういった形で情報提供なり、場の提供なりをしていくことが必要か。また、どういったものが必要で、どういった形でアプローチをしていくのかということについて、ここで皆様からご意見を闘わせていただきたいと考えているところでございます。

もう1つ、子ども家庭支援センターの活動について、今日資料を提出させていただいております。後ほど内容についての説明はさせていただきます。子ども家庭支援センターのセンター長、係長職の者ですけれども、この会議の場に来ていろいろと説明をして、また、委員の皆様からの質問をお受けできるような形はとれるかということについて内諾を受けることができましたので、次回以降、センター長に来てもらって、また、一緒に実際に現場で動いている方にも来てもらえるかもしれませんが、そういった場を設けたいと考えております。

その上で委員の皆様から、どういった質問をしようか、議論を今後進めていく上で、現場の人間が来ているのだからということも踏まえて、今日のセンターの資料も見ただけならばと思っております。

では、本日の配付資料についてご説明申し上げます。

まず、資料1といたしまして、前回皆様から質問事項をいただいていたものについてお調べしましたので、回答させていただきました。資料2、平成23年度国立市教育委員会活動点検・評価報告の抜粋でございます。資料3については、第2次国立市子ども総合計画の抜粋でございます。資料4につきましては、訂正がございます。資料、ヘッダーの部分に資料3とございますが、資料4の誤りですので、訂正をお願いいたします。こちらは国立市子ども家庭支援センターの事業概要でございます。その他、通常お配りしている公民館だより、図書室月報、東京都で発行している『みんなの生涯学習』、全社連から、第55回全国社会教育研究大会三重大会開催要項、第44回関東甲信越支部、社会教育研究大会栃木大会の開催要項をつけさせていただいております。

資料としては以上になります。

松田議長 それでは、事務局からご説明いただきまして、それを受けまして、第4回になります。第20期の社会教育委員会を始めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、前回に引き続きまして、諮問対象になっております家庭教育支援ということを考えるに当たって、国立市の現状ということで、市としての取り組みとか、地域の実情だとか、そういうことが以下の資料から出ています。そのあたりの国立市の現状について、取りまとめということはないのですけれども、今回が1つの区切りということで、委員の皆様が課題意識を共有していったり、あるいは、今後に向けての方向性を探っていくところでございます。

前回の資料の説明に関しての質問が資料1という形で、回答事項ということでした。いただいたわけですけれども、これを少し見ていただきまして、前回ご質問なされた委員の方、これは私の質問かなということもわかっていただけたと思いますので、少し回答の中でさらに質問があったり、コメントがあっ

たりということがあればこちらから承るということで始めていきたいと思うのですけれども、ちょっと資料を見ていただいでよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ちょっと私のほうから。ネグレクトの件数に関して、「センター事務報告書より別途報告する」というふうに記載があるのであるのですけれども、これはどういうことでしょうか。

事務局 こちらは後ほど、資料2から4につきましては、後ほどご説明申し上げますと思っていたのですが、一応資料としては、資料4の5ページになります。ネグレクトについては公表しているものがなかったのですけれども、虐待で対応したケースということで、一番下の段、子ども家庭支援ネットワーク連絡会で対応した件数について、23年度につきましては、新規が36件、継続件数が20件、合計56件ということでした。国立市で把握している虐待の件数というのがこのぐらいということで、こちらが報告書にありましたので、ご報告いたします。  
以上です。

松田議長 ありがとうございます。

ほかでは資料1に関しまして何かご質問等ございませんか。よろしゅうございますか。

そうしましたら、国立市の現状ということで、本日別な資料もご用意いただいでいますので、少し資料の内容を皆さんで見ながら続きを考えていただければというふうに思います。

では、事務局から資料のご説明をお願いしてよろしいですか。

事務局 はい。それでは、家庭教育をめぐる国立市の現状ということで、国立市の施策レベルでの現状をお伝えしたいと思います。

まずは教育委員会の状況でございます。資料2をごらんください。こちらは平成23年度国立市教育委員会活動点検・評価報告書の抜粋でございます。2枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。国立市教育委員会では教育目標を、「国立市教育委員会は、学校教育、社会教育の連携のもと、豊かな人間性や社会性を身につけた子どもを育成するため、文教都市「国立」にふさわしい学校教育の充実を図る。また、社会教育を充実し、生涯を通じ、あらゆる場で学習できる生涯学習社会の実現を図る」としております。

その下を見ていただきまして、国立市教育委員会基本方針ということで、基本方針2をごらんください。「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」という項目ではございますが、こちらで「学校・家庭・地域社会の緊密な連携のもとに、生きる力をはぐくむ教育を推進する」というふうに明記してございます。方針3を見ていただきまして、その部分にも「家庭・学校・地域の連携により創意ある教育活動、特色ある学校づくりを推進する」というふうに定めてございます。こちらは学校教育というカテゴリーではございますが、教育委員会の方針として、学校・家庭・地域社会の連携のもとに教育活動を行っていくということの方針としてございます。

続きまして、3ページをごらんください。学校教育から家庭教育支援の取り組みについてということでご報告申し上げます。12ページをごらんください。学校からの、開かれた学校づくりの取り組みということで、目的「開かれた学校づくりにより学校を開き、児童・生徒の教育を、家庭・学校・地域社会の連携の中で推進する」。現状・実施状況「家庭・学校・地域社会の連携による、創意ある教育活動、特色ある学校づくりの推進」という項目の

中で、家庭に関する部分としましては、(5)「市内の幼稚園・保育園・私立小・中学校や高等学校等と連携しました」という部分で、子ども家庭支援センターの講義や、協議「家庭と連携した健全育成～幼・保、小・中の連続性の中で保護者とのかかわりを考える～」を、幼稚園・保育園、小・中学校、生活指導連絡協議会というように、教員に対してですが、家庭教育について扱っているという状況がございます。

次のページ、13ページを見ていただきまして、(6)に「子どもの安全のため、地域の団体から寄贈された防犯ブザー、ランドセルカバーを配布しました」という記述がございますが、2つの団体の方より防犯ということについて寄附、寄贈いただいたものについて配布を行っております。(7)児童・生徒の見守り、安全対策の強化を図るということで、グループメールを効果的に配信するというような事業を行っております。(8)「学校巡回ボランティアの方々による校内巡回を行いました」ということで、子どもの安全見守りということについて講習会を行ったり、ボランティアの方々にご協力いただいている現状がございます。

次に、IV、教育課題への取り組みということで、16ページをごらんください。学校側からの児童・生徒の健全育成の取り組みとしまして、万引き防止フォーラムを実施し、学校・家庭・地域が連携した万引き防止パトロールを実施している。万引き防止啓発のための標語・ポスター展の開催などを行っています。こちらは23年度のものになりますが、今後の課題という項目の一番下の行を見ていただければと思いますが、「学校・家庭・地域の教育課題に対する意識啓発を図るため、特別支援教育及び家庭教育の充実に向けたフォーラムを開催いたします」という記述がございます。こちらは24年度、特別支援教育やいじめといったテーマについて、フォーラムを開催してございます。そのほか、ここに今記述がございませんが、平成23年度より学校と家庭の連携推進事業として、いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、学校と家庭をつなぐ支援員と専門的な助言を行うスーパーバイザーを、二小と六小と二中に配置し、事業を行っております。

次に、社会教育の側から行っている家庭教育支援の現状ということで、20ページをごらんください。こちらは公民館活動の取り組みでございます。II、主催学習事業・会場等使用事業の取り組みで、一番下のところに主催学習事業実施状況。人権課題。「若者がく生きやすい社会」とは～地域で考える若者支援～」という講座を平成23年度に行っています。こちらは第5回シリーズで外部の講師に来ていただき講座を行い、112人の方に参加いただいている事業でございます。こちらについて、平成24年度は、「引きこもる若者と家族のかかわり」と題しまして、困難を抱える若者家族や友人を対象にしたセミナーを、こちらは1回行っている現状がございます。

次のページに行ってくださいまして、上から6行目に「男性の料理教室」という講座がございます。こちらが8月に行う回について、男性の保護者と子どもを対象にした料理教室を行っております。その下の部分、個別課題、世代別というところで、「親子で遊ぼう・考えよう」という講座がございます。こちらは松田議長が代表されていますNPO法人東京学芸大学こども未来研究所の方にご協力いただき、遊びや学習の機会を親子に提供すること、また、ノウハウを有する大学の教員、学生が所属するNPO法人との連携をすることで、豊かな親子関係や遊びを通じた成長を育む効果を事業の目的として開催しているものでございます。

公民館活動としては以上でございます。次に、30ページをごらんください。こちらは図書館活動の取り組みでございます。一番下の3、児童サービ

ス事業をごらんください。読み上げさせていただきます。「現状では、児童や保護者の間での読書習慣が十分に根づいているとはいえない状況ですが、講演会、人形劇等行事の運営、また、図書館見学会や資料の提供と相談業務などで学校との連携を図りました。読書活動を通じて、子どもたちの学習や生活に役立つだけでなく、豊かな心を育むことにつながりました。「えほんのじかん」、「おはなしのじかん」、「わらべうたであそぼう」、小学校おはなし会、「大人のためのおはなし会」、図書館施設見学、まちかど絵本棚運営、また、保健センター、中央図書館で乳幼児の親子を対象に読み聞かせ及び図書館案内を実施しました」と記述がありますように、図書館でも家庭教育支援ということで事業を行っております。

今まで報告いたしましたのが教育委員会の取り組んでいる家庭教育支援事業ということでございます。

次に、資料3に移っていただきまして、では、国立市としてどのように家庭教育、また、家庭の支援に取り組んでいるかについて、ざっくりとではございますが、報告させていただきます。

こちらは第2次国立市子ども総合計画の抜粋でございます。国立市としましては、基本理念に「わたらしい育ち」、「わたらしい子育て」、「わたしとわたしとのつながり」、「安全で安心できる暮らし」という4つを掲げて施策を実施していこうとしている現状です。

資料をめくっていただきまして、家庭支援ということで国立市で取り組んでいる取り組みとしては、3の子育てのネットワークをつくるという部分の(11)母子保健体制をはじめとした子ども家庭支援ネットワークの整備・充実といった項目では、例えば両親学級の開催、先輩パパママの子育て相談の実施、保育所における父母教室の開催、父親向け教室開催の充実、地域子育てサークルの育成事業の推進、妊婦の健康づくり事業の推進などといった事業を行っている現状です。下の項目、(12)子育てに関する学習機会・交流・相談情報提供という項目では、例えば子ども家庭支援センターの拡充、子育て教室の開催、子育て相談事業の充実、子育て各種講座の充実、子育て広場事業の連携や充実、子育てパンフレットの配布といった事業を、今これから行っていくというものも含めて、国立市として行っていこうという施策の一覧でございます。

また、4、子どもと子育て家庭を地域全体で支えるという項目の、(17)の子育ての地域化に向けた情報の整備では、子ども向けの広報事業の充実、子育てに関する広報事業の拡充、子育て情報紙の発行など、国立市としましても情報の整備に向けてさまざま取り組んでいる現状でございます。

さまざまな部署で家庭支援、子ども支援について、それが十分行き届いているかは別として、行っている現状でございます。

次に、資料4をごらんください。今まで申し上げましたとおり、家庭支援については子ども家庭支援センター、保健センター、児童館、保育所、学校、その他機関が連携して取り組みを進めているというところではございますが、その中で、今回家庭支援に取り組んでいる子ども家庭支援センターの概要をご報告させていただきたいと思っております。子ども家庭支援センターは、18歳未満の子どもとその保護者、子育てにかかわる人を対象として事業を行っている施設です。

こちらの2ページをごらんください。子ども家庭支援センターで行っている事業としまして、1、相談事業がございます。何でも相談ということで、子育てに関して悩みを抱えている親御さんから相談を受けるということで、相談受理件数は23年度で合計132件ということで報告されております。2、子育てひろば事業。子ども家庭支援センターで子育てひろばを設けまし

て、いつでも親御さんが来て遊んでいただける場所を設置しています。こちらのほうは平成23年度で開所していたのが295日、利用延べ人数で10337人の方に利用していただいております。子育てひろばの中で、ひろば事業としてのイベントも、ご説明のあるとおりさまざま開催しているところでございます。3、子育てグループ育成事業。子育て講座の開催。地域子育て講座とございますが、子ども家庭支援センターまでなかなか遠いような地域にお住まいの方も含めて、その地域でグループをつくって活動してもらえらるるよう支援を行っているところでございます。イに行っていたきまして、子育てグループへの援助ということで、子どもとの遊び方・育児相談等、「わくわく塾」という職員を出前講座で派遣する事業があるのですけれども、そのような制度を活用してのグループ援助を行っているという報告がなされています。

次のページに行っていたきまして、月齢別子育てグループづくり。五～六カ月の子どもを持つ方のグループづくりと育成援助を行っておりまして、23年度は177組の方に参加いただいているところでございます。次に、子育てグループ交流会ということで、多胎児交流とございますが、こちらは双子ちゃん集まれ、とって事業を打って、事業を行っているということでございます。4番に産後支援サポーター派遣事業、育児支援サポーター派遣事業がございまして、23年度ではサポーターの登録者数が77名、派遣依頼者が12名、活動回数が47名ということで報告されています。5、ボランティア講習会・講座ということで、次のページに行っていたきまして、22年度から、東京女子体育短期大学のボランティア活動を積極的に行うサークルがございまして、ボランティアさんと遊ぼうということで、学生を呼んで保育講座事業を行っているというような状況がございまして。子育てボランティア講習会というものも1回行っているという状況がございまして。虐待対応につきましては、先ほどご説明したので割愛させていただきます。

7、ファミリー・サポート・センターでございまして、育児の手伝いをしたい方と育児の手伝いをしてほしい方という方を引き合わせて支援活動を行う会員の取り組みということでございます。平成23年度では支援会員が168人、利用会員が789人、両方会員として登録されている方が13人、活動の件数が2,203件、延べ時間が3,673件ということで報告されています。一時保育事業ということで、一時保育事業を行った平成23年度の実績が1日利用が2,625人、半日利用が587件です。3,212人の方にご利用いただいております。実施個所、2カ所で開催しておりまして、1日が17名までということで受け付けている事業でございまして。子どもショートステイという事業も行っておりまして、平成23年度は68人の方に泊まりいただいているという状況がございまして。そのほか子ども家庭支援センター運営協議会を開催しているところでございます。

資料の説明については以上でございます。

松田議長 どうもありがとうございました。非常に多岐にわたる内容をコンパクトにご説明いただいたかと思うのですけれども、国立市の行政の側から実際に行われている家庭教育支援にかかわる内容をわりと体系的に紹介できるかというような資料だと思います。

今お話を伺っていただいて、まずはご質問とかございましたらあれしたいと思うのですけれども。

矢野委員 矢野ですが、素朴な質問なのですけれども、資料2の活動の点検・評価報告書、こういうのはよく、今時代で問われていますけれども、その達成度

とか、評価Bとか、どなたがこれを決めて。この文章を書かれたのはどなたなのですか。

事務局 基本的には主管課での判断になります。

矢野委員 行政の方が。

事務局 はい。

矢野委員 判断なさって、行政の方がお書きになった。

事務局 そうですね。

矢野委員 評価もB。

事務局 はい。

矢野委員 はい、わかりました。

猪熊委員 よろしいですか。

松田議長 はい。

猪熊委員 猪熊です。資料3ですが、この施策一覧にA B C D Eという区分があるのですが、Aの場合は事業継続になっておりまして、Bは事業改善ということで、(充実)と書いてありますが、ということは、Aは特に改善の必要がなく、既に充実していて継続しているというような意味合いなんではないでしょうか。

事務局 そうですね。そういうご理解いただければと思います。おそらくさまざまなご意見をいただいて、こういうことを改善しましょうという形で改善した後のものについては、今委員さんもおっしゃったように、Bの記号がついているものになります。ただ、ご意見が全くないというわけではないかと思いますが、昨年度と同じような形で事業を行っているもの、特に大きな改善がなかったものについてはAという形の記号がついているというふうに伺っております。

松田議長 ほかはいかがでしょうか。

立入委員 今の項目のところで星印の重点施策というのは、これからそれに重きを置きますということでしょうか。

事務局 多分そういうことだと思うのです。

立入委員 これからやっていくということ。

事務局 これからやっていくということではないと思うのです。区分の中に、特に一番初めの1行目、子どもの権利擁護のための啓発と広報というものは区分はAになっておりますので、事業としては継続のものです。だから、これまでやっていたことではありますけれども、でも、これも当然重点的に続け

ていくという意味合いで星印がついているというふうに理解をしていただければ。

こちらは第2次ということで、平成23年3月につくられたものですので、第1はその前にあります。それを受けての形になっていますので。

ただ、猪熊委員の質問に対してちょっと言葉が足りなかったかもしれません。第1次のときの計画にあった事業を今回の第2次の子ども計画でも継続していくという意味での事業継続というもの。それで、その上で、第1次のときから内容を充実させたり、整理したりとかということがあったものについてはBという記号がついておるという理解しております。

太田委員 太田です。資料2と資料3の関係についてお伺いしたいのですが、資料3のほうは国立市の子ども総合計画であり、この中に資料2で報告されているような教育委員会の活動が含まれているというようなことですか。

事務局 そうです。

太田委員 それ以外のものももちろん入っているわけですね。

事務局 そうです。国立市全体で、教育委員会にとどまらず、各それぞれの部なり課がありますが、その中で子どもの育成等にかかわる内容についてここでは施策項目として挙がっているということになります。それが資料3です。資料2はあくまで子どもにかかわらないものも含めて、教育委員会全体として行っている事業についての点検・評価報告書になります。

太田委員 はい。あまり本筋にかかわる点ではないとは思いますが、ちょっと気になったというか、目についた内容がありまして、資料3の国立市子ども総合計画では、外国籍の子どもを育てる家庭への支援というものが項目に入っていて、幾つかいろいろなさっているということがよくわかるのですが、資料2のほうにはそういうことは特には書かれていないわけですね。いや、細かく見ればあるのかもしれないのですが、そもそも1ページ目の、読み上げてくださった基本方針2のところ「日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する」というふうに明記されていますので、このところはややそごがあるというふうに見ていて思ったのですが、これは資料2のほうは教育委員会の資料であって、教育委員会はこのようなスタンスでやっているという、そういうふうな理解でよろしいのですよね。

事務局 そうです。

太田委員 はい。

松田議長 ほかはいかがですか。

僕からも質問させていただきますけれども、資料2の16ページで、二小と六小と二中に支援員とスーパーバイザーを派遣するということです。その二小、六小、二中というのはその3つの学校が選ばれた理由は何かあるのですか。

事務局 すみません。直接の答えがないので、確認して次回以降お答えいたします。東京都の事業を受けて、二小、六小、二中に支援員を配置するという形になっているので、1つ推測なのですが、おそらく東京都として重点的にそうい



う活動をやっていきます、それについては各市町村でそういう学校を選んでくださいといったことがあって、選んでいるのだと思うのです。なので、全校配置という形ではないのだと思うのです。ただ、今先生のご質問にもありました、二小、六小、二中なのかという部分については確認して回答させていただきたいと思います。

松田議長　ここでいう支援員というのは、具体的には何を指すのですか。

事務局　すみません。これは定例の教育委員会での当時の学校指導課長の回答をそのまま読み上げさせていただきましても、「特に家庭訪問等を要する不登校のお子さんや問題行動等を含む、学校だけではなかなかその解決を図ることが難しいケースにつきまして、外部の方にご協力をいただいて、学校と家庭の間をつないでいただくということをお願いする事業です」というふうに回答したものでございます。

続きが、補足ですけれども、「現在のところ、非常に成果が上がってしまっていて、今まで学校になかなか足が向かなかったお子さんが、毎日ではないのですが、期間限定ではありましたが、連続的に迎えに行くことで足が向くようになったというケースもあります。」。ということです。そういった成果がその中では得られましたというのが定例会では報告されております。

松田議長　今の支援員の名称は、いわゆるそういうことをされる支援員という呼び名をしているわけですか。

事務局　支援員の正式な名称については、スーパーバイザーを配置するというふうにしかな、こちらでは把握しておりません。

根本委員　そういう連携。学校と家庭をつなぐ支援員。そういう名称を先ほど言われていたような名称だったと思う。

私はなぜそこの学校にというのは、それはわからないですけれども、私も六小にいましたので、そのときには本校ではこういうようなケースがあって、そういう支援員制度というか、お金を出してそういう人を派遣してくださるのだったら、ぜひ欲しいみたいな、改善が図れるのではないかというような希望は出した覚えがある。選ばれたとか何とかというのは教育委員会のほうでやられたのだと思うので。いろいろな学校からの要請があったと思うのですけれども、その中でこのケースでということに進めたのではないかというふうに、それは推測。こちらが選んだわけではないので。実際にほんとうに成果が上がった例もありましたけれども。

太田委員　太田です。先ほどの事務局のご説明ではスーパーバイザーを学校に派遣するというご説明だったと思うのですけれども、そのスーパーバイザーが、つまり支援員なわけですか。それとも支援員をスーパーバイズするスーパーバイザーが派遣されているのですか。それとも学校の先生方をスーパーバイズされているのですか。

根本委員　いや、たしかそれも。ほんとうに推測で言ってしまうとまずいですか。うろ覚えなのですけれども、そういうスーパーバイザーというような立場の方がいたように思います。それで、実際には支援員さんがいて、その人に何かアドバイスを、どれぐらいだったか忘れてしまったのですけれども、来て

いただいて、アドバイスしてもらおうとか、そういうことはやっていたと思います。

事務局 今、根本先生がお答えいただいたとおり、すみません、これは事業計画で書いてあるのはすごく短い文章の中でこれを書いたのですが、学校と家庭をつなぐ支援員と専門的な助言等を行うスーパーバイザーを配置するとあって、先ほど先生がおっしゃった後者のほうのお話です。スーパーバイズするスーパーバイザーを支援員のほかに配置するということになります。

太田委員 となると、スーパーバイザーが二小、六小、二中に派遣されている。それ以外の学校にも支援員の方はいらっしゃるということですか。

根本委員 いないのではないですか。と思います。

太田委員 いないのですか。スーパーバイザーが派遣されたら支援員もついてくる。

根本委員 いや、逆のように思います。支援員をつけられたのが3校だったのじゃないのかな。予算が限られているので、ほんとうは全校配置がいいのですけれども。たしかそうだったような気がします。それで、スーパーバイザーというのはそんなにたくさんいるわけではなくて、その人がアドバイスするので。

太田委員 その3つの学校に対して。

根本委員 ではないかなというふうに。私は全体を見ていたわけではないので。自分の学校しかわからないのですけれども、そんなふうに記憶していました。

太田委員 はい、ありがとうございます。

事務局 今根本先生のほうからもお話があったように、初年度これは東京都の補助金事業というので、10分の10東京都から出ています。市の負担はその年はゼロで、その後非常に効果が得られているということで、2年目以降の場合は市の費用負担というのが発生するので、では、拡大できるのかどうか、非常につまらない話に聞こえるかもしれませんが、全体の予算の枠組みの中でのことがあったので、その部分で拡大していくかというのは財政との兼ね合いもあることなので、おそらく先ほど根本先生がおっしゃっていただいたように、支援員とスーパーバイザーを配置するための予算が東京都から出たので、それを3校選んで配置しているのだと思うのです。

全部で11校あるうちの残りの8校については支援員もスーパーバイザーも配置されていなかった。ただ、そのことについては、ちょっとまた正確なことをお伝えしたいと思いますので、確認させていただいて、次回までに報告させていただきます。

松田議長 ちょっとおもしろいといえますか、ちょっと気になったのは、わりと学習機会の提供という講座の提供であったり、あるいはネットワーク形成にかかわる報告というものが事業としては多いのですけれども、訪問型の家庭教育支援というのが、そういう意味では、今お話くださったこの支援員、スーパーバイザーといえますか、そういうことで、ほかにはちょっと見当たらなかったもので、そういう意味では非常に特徴的な仕組みでやっているのかと

思っちゃって伺っておこうかなと思って。  
ほかがいかがでしょうか。

立入委員 立入です。すみません、今の確認なのですけれども。先ほど東京都から予算がついたというのは何年度に。

事務局 23年度になります。

立入委員 23年度。その後は継続してやるかどうかというのは定かではない。継続してやっているわけではない。

事務局 3校については継続実施をしていると思います。根本先生、すみません。こんなこと確認するのは。これは六小で継続されて。

根本委員 すみません。私、異動してしまったので、わからないのですが。いいかげんなこと言っちゃった。

矢野委員 いずれにしても、ちょっと次回に詳細を知りたいですよ。大体常駐しているのかとか、どういうキャリアとか、肩書き持っている人なのか。

事務局 そうですね。日数がどれぐらいなのかも含めて、そのあたりを確認して正確なご報告をさせていただきます。

松田議長 ほかがいかがでしょうか。ご質問ということでは、とりあえずはここはよろしいでしょうか。

では、以降もちょっと質問事項がございましたら、いつでも言っておくということで、3つの資料をご説明いただいて、冒頭で家庭教育支援の問題が、結局家庭を支援するとか、子どもを支援するということは、もちろん輪郭には接続するのですけれども、中心になっているのは、家庭において子どもを教育する主体者、つまりお父さん、お母さん、あるいは保護者の方々を支援していく。あるいは、そういう主体者を形成することにかかわって国立市としてどういう支えがあり得るべきなのかという、そういう問題なのだとすることをちょっと改めて冒頭で整理してくださったところがあると思います。これは初回の会議から少しそのあたりが、どうしても家庭教育にかかわりましては、非常に関連も深いので区別が難しくなるところがあると思われまので、出てきたところだと思うのですけれども、ちょっとそういう目で見えていただきながら、今回のこの国立の現状からご意見としていただけるようなことや思われることがあったら、少し意見を交流させていければと思うのですけれども。

これはあまり建設的な意見というか、改めて、はあ、そうなのかと思ったのですけれども、最初の冒頭の教育委員会の教育目標で、学校教育と社会教育の充実でやっていきますという話なのです。家庭教育ということはここにはないのです。社会教育という言葉の中に広く包摂しているというようなことなのです。

事務局 はい。そういうふうになっております。社会教育法が改定されて、家庭教育についても社会教育も必要な配慮をするように、という文言が入りました。これまで家庭教育も含めて学校教育でやるという形が中心だった。なので、

そういったことがあったので、教育委員会としては学校教育と社会教育という形だったのがそのまま継続されているのですけれども、今回の諮問にもこの家庭教育支援というのが加わったのは、そういった部分で、やはり手が薄いというのは学校でのさまざまな教育支援も当然さることながら、家庭教育というものに力を入れていくということがあるので、今回の諮問につながっておりますし、市全体としても子ども家庭部というのが、もう五、六年になります。それまで教育委員会に入っていた子どもにかかわる部分が福祉に入っていた子どもにかかわる部分を集めて子ども家庭部という1つの部をつくったのも市の方針として、やはり子どもを中心に家庭を支援していくというところの流れであるので、それで今日つけさせていただいた子ども総合計画であるとか、その後子ども家庭支援センターの充実であって。

ただ、過去には家庭教育の支援というものが、文言の上からでもやはり薄いのが現状なのではないかと思えます。その中でやはり子ども家庭支援センターが1つ施設としては充実に向けて取り組んでいるということである。そういった部分で教育委員会としてもしっかりと手を出していかなければいけない部分、力を入れていかなければいけない部分でもあるので、今回の諮問につながっているというふうに私どもは理解しています。

松田議長 そういう意味では、これまでの理解、会議も含めまして、その課題をちょっと読み解いていくということをしていかないといけないかとは思いますが、お感じになられたことはざっくばらんにちょっとお話しただけだと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

佐藤委員 佐藤です。ちょっと伺いたいののですが、確認させていただきたいのですが、家庭教育という支援というのは今までは学校教育の中に、どちらかというところと包含されていたものが、社会教育法の改正により家庭というものに関するところが社会教育法の中に位置づけられたので、そういうことも含めて家庭教育というものを改めてこの社会教育の中で今回取り上げて、支援についてある程度方向づけをしていこうということによろしいのでしょうか。

事務局 そうですね。もちろん全く家庭教育の支援を社会教育がしていなかったかということでもないのですが、それは公民館の事業であったり、図書館の事業であったり、また、社会教育係のほうで行ってきておりましたけれども、それを今回、社会教育法の改正の中にも明確に入っておりますし、改めてしっかりと、社会教育委員の会の答申というのは非常に大きな答申で、教育委員会全体に対しての方針にもつながりますので、今回こういったテーマとして取り上げている状況になります。

佐藤委員 続きよろしいですか。第1次子ども総合計画をつくったときの議論というのを少し思い出していたのですけれども、子どもに関するいろいろな施策が庁内にもあって、それが教育委員会が中心ですけれども、福祉やら多岐にわたっているというので、1つ子どもの、育てるということと、育ちを支援するという両方を入れて子ども総合計画をつくるようになったと思うのです。そのときの第1次するときから重点施策というのをこの子ども総合計画で位置づけをして、それが今回も星印で入っているこの重点施策というのが子ども総合計画の重点施策として入ったものだと思うのです。たしかそういうことですよ。

事務局 はい。

佐藤委員 それはまだやっていなものもあるけれども、これは位置づけが第1次のときからずっとされていて、今もちろん取り上げられているということなのですよね、星印のもの。

事務局 やっていないことがあるということではないと思いますが。

佐藤委員 まだ取り組みが終わっていないというか、今も取り組んで、必要だからそれをずっと継続しますというような意味で星印がついていたら、当然そうなのですけれども、まだDとか。

事務局 そうですね。ぱっと目についたところでは、2、おとなになることを支えるの中の、5、小学生への支援で簡易スポーツ施設の設置検討が重点施策になっておりますが、これは平成24年度までに実施となっておりますので、その段階ではまだ実施がされていないけれども、重点的にやっていきたいと思いますということだと思います。

佐藤委員 これはやらなければいけないという位置づけなのですね。

事務局 はい。

佐藤委員 では、子ども総合計画というものが、やはり子どもに関することについては一番基本的に、総合的にまとめて上位計画であるということですよ。

事務局 子どもに関しての計画でという形です。

佐藤委員 それとちょっと簡単なことを教えてください。資料2の12ページをちょっと見たときに、ほかにもあるのですけれども、12ページの一番下の(5)の市内の幼稚園・保育園、私立小・中学校や高等学校等と連携しましたというところで、市内の幼稚園の名前とか保育園の名前が書かれていて、私立の中学が載っているのですけれども、これは全部ではないのですよね。

事務局 全部ではないですね。

佐藤委員 ねえ。これは別に市内全部がやるということではなく、やはり先ほどの話ではないけれども、一部やらないところもあり、やるところもありなのではないでしょうか。

事務局 どうなのでしょう。それは確認いたします。縦割りの発言で申しわけないのですけれども、ここは学校指導課が主管でやっている事業として把握をしております。

佐藤委員 では、任意で手を挙げて参加を表明した施設の名前が入っている。

事務局 なのかもしれないですね。全ての小学校、幼稚園、保育園に投げかけたところ、返事があって参加してくださったところかもしれないし、教育委員会のほうで指定したのかもしれない。そのあたりは確認させてください。

佐藤委員 そうですね。それを伺ったのは、先ほどの学校の支援員さんの話ではないですけれども、スマイリースタッフというのは、たしか全校に配置されているわけですね。

事務局 はい。

佐藤委員 スマイリースタッフは全校に配置されていて、その他に特別支援の方がいらっしゃるわけ。これは特別支援教育指導員。

根本委員 趣旨が違う。

佐藤委員 趣旨が違うという。

根本委員 目的が。だから、どちらかというところ、先ほどの3校のほうは生活指導上の、不登校などの問題。

佐藤委員 これは学習支援ですか。

根本委員 それで、スマイリースタッフというのは障がいとかそういうものの支援という形だったと思うのです。発達障がいとか。

佐藤委員 発達支援。

根本委員 学習支援ともまた違う。学習支援はまた別に。

佐藤委員 学習支援はどういう支援員さんがなっているのですか。

根本委員 それはやはり学習にきちんと取り組めないとか、そういう問題が起こったときに、自分の中に入る。それは全校にいるわけではないのですけれども。

佐藤委員 では、いろいろな場面で必要な支援員さんの制度があって、全校に配置されているスマイリースタッフと一般的にいわれる方は障がいのある方。

根本委員 を中心にですね。ええ、そうですね。

佐藤委員 への支援員である。

根本委員 目的的にはそういうことになる。

佐藤委員 なるほど。では、幾つものそういうものに分かれているという感じですね。

根本委員 そうですね。結構細かく、目的が違う支援員さんがたくさんいるというような形です。

佐藤委員 支援員という名前だから、私たちにはよくわからないのです。何の支援をされて、どういう場合の支援をされているのかというのが。それで、先ほどの何で二小と二中と六小なのかと思ったときに、たしか巡回して回るという話も伺ったようなことがあるような気がするのです。

根本委員 それはまたスマイリースタッフのほうのシステムです。

佐藤委員 そうなのですか。

根本委員 はい。

佐藤委員 複雑怪奇。

立入委員 立入です。主任児童委員さんっていらっしやいましたね。

佐藤委員 民生委員・児童委員さんと主任児童委員。

立入委員 個別に相談を受けるみたいなお話も。主任児童委員さんって3人、4人ぐらいしかいらっしやらないのですよね。

佐藤委員 4人。

立入委員 そうですよ。それで、地域を何か所か一緒に見ていただく。

佐藤委員 あれは民生委員・児童委員さんの中の。

立入委員 発達の支援というのもそういうのとはまた別にあるということでしょうか。

佐藤委員 あれは違う。学校教育というか、学校現場とは。

立入委員 また別ですか。

矢野委員 家庭そのものです。

立入委員 家庭そのものですか。

矢野委員 それで、先生がおっしやっているのは、どちらかという、学校での。

立入委員 学校を中心に。

矢野委員 ビヘイビアーというか、子どもたちのあれをどうするかということですから。

立入委員 場面が違うということ。

矢野委員 平たく言ってしまうと、守備範囲が違うというか。

立入委員 守備範囲が違う。

矢野委員 家庭というところに入るか、学校の中に入っていくかという、そこじゃないですか。

立入委員 ああ。

矢野委員 子どもにとっては1人の人間だけれども、どこでケアするかということ  
で。

佐藤委員 学校の現場でケアされている、いろいろな形で支援をされている……。

松田議長 ほかはいかがですか。

矢野委員 すみません、矢野ですけれども、私の率直なというか、素朴な印象なの  
ですけれども、前回のときも、学校支援もこんなにあるのだと思ったのです  
けれども、今回の家庭支援もこんなにあって、これ全部やれば、何が不足な  
のか。我々のミッションって何なのかと思って。これで何か不足しているも  
のがあるのですかと言いたくなるぐらいなのですが、実はやはりその背景に  
は、これは私の推測で物を言いますけれども、やはり何でもそうですけれど  
も、支援する側と支援される側のギャップというか、きっとそういうのが存  
在しますよね。それは前回も前々回も、今日ご欠席の柳田先生が言ったよう  
に、支援してもらいたいというか、行政なり、いろいろな社会的な立場から、  
でも、その人たちはそれをよしとしない。これも私、何度も言いますけれど  
も、虐待が一番その例ですね。もうあそこの子どもは救ってあげなければい  
けないと思うけれども、そこの家に行くと、これはしつけですから、あなた  
の勝手に必要ないですと言われたりしますよね。だから、そういうギャップ  
もある。

だから、今回も見ていて、いろいろなことがありますけれども、前回配ら  
れた資料でも、これからの子育て支援に何が施策で欲しいですかという  
と、全部、ほとんど多いのは、これはお金ですから、当然経済的な優遇です。税  
制措置とか費用負担の軽減とか、そういう話になりますけれども、やはりこ  
ちらでも人間形成とか、非常に理念的なことを言って、そういうことを望ん  
でいるお母さん方も当然いらっしゃると思うのですけれども、なかなか多岐  
にわたる人権問題から、それこそ外国籍の問題とか、日本人のアイデンティ  
ティとか何かいろいろ言って、それを子どもに1人、先ほどの話ではないで  
すけれども、学校現場でも家庭でもどこへ向かってやるかは結構難易度高い  
ですよ。

我々自身がそういう中でほんとうにどういうところでミッションとか、そ  
ういうものをするかというのなかなか、人によっても、ここにいらっしゃる  
皆さんも大変だと思うのですけれども、その辺はどういうふうにまとめて  
いくのかというのが非常に素朴な感じですよ。

それで、あとまた、いつか武澤委員さんもおっしゃったのですけれども、  
マイノリティーかメジャーというのがあって、私はマイノリティーサービス  
というのは全然、おそるに足るというか、逆にそこに真実があると思ってい  
るタイプなのですが、それをやはり行政というある程度民主主義の中に乗っ  
かっていくと、どうしても両端、この前おっしゃっていましたが、でき  
るお金持ちの子とか貧乏人とか、ちょっと言ったそういう子というのは  
我々の守備範囲ではないのではないかということになったりして、その仕分  
けも結構、これを見るとますます難しいかと。

全部やる、網羅してしまうと、これをまた集約したものを1年半後に何か  
書かざるを得なくなってしまう気がしますね。その辺皆さんの率直なお考え  
を私はほんとうに聞きたい感じですよ。



川廷委員 川廷です。もっと素朴な疑問です。家庭教育支援ということは今テーマとしてやっているのですけれども、子育て支援という言葉と家庭教育支援という言葉が、出てきている部分では、市の政策としては、子育て支援という中で位置づけられているものが多いと思われます。教育委員会の部分は家庭という形で書いてありますが。その点をどういうふうに整理したらいいのか、ちょっとわからなくて。最初にレポートをいただいたときにも、子育て支援と家庭教育支援がどのように違うのか、それで、私たちは今からどの辺のことをテーマとして考えていくのか。今日、先ほど事務局のほうから家庭教育を行う両親に対してのどういう支援をしていくのかということ、少しはつきりとなりました。その辺をちょっと教えていただきたいです。

猪熊委員 猪熊です。私も川廷さんと同じようなことを見てちょっと思っていたのですが、例えば、この子ども総合計画の中には、いわゆる“保健所事業”のようなものもかなり含まれていまして、それはいわゆる“子育て支援”であって、“家庭教育支援”ではないのではないかと思えます。例えば、この3番あたりの妊婦健康診査費用助成の推進とかを家庭教育ということでも書かれてもどうかというのがあります。このあたり一体的に保健所の事業であって、どこの市でもやっていて、これくらいするのは当たり前でしょうというような事業なのではないかと思うのですが。

ですから、矢野委員が非常にたくさんあって、これ以上何が要るのとおっしゃったのですが、そういうものを除くと、では、それでAとかBとかになっているのは何だろうというような感じがしてしまいます。

あと、国立市はこうだから、ここが重点なんだというようなことでこの重点施策が出ているのかと思うのですが、重点施策だといわれているものの中でやはり評価がEとかDとか結構多いですよ。これは23年の3月だから、22年度ですか。なので、少しは今改善されているのかどうかちょっとわからないんですけれども。

子育て支援とやはり家庭教育支援はちょっと違うものだと私も思います。

松田議長 そういう意味では、今回社会教育委員会が家庭教育支援というテーマなのですから、その守備範囲といいますか、家庭教育支援というのがどういうものかというのは、ただ文字面という意味ではなくて、教育という大きな仕組みの中、あるいは営みの中で何をとり上げるべき課題なのかということです。それはやはり子育て支援という言葉とは違う意味内容を持って進められる必要があるという。そのあたりをちょっと切り分けたり整理することは必要なことだというふうにお話伺っていて思った。

それと、最初に矢野委員がおっしゃいましたが、これだけたくさんいろいろな施策を行っていて、一体ほかに何が要るのだろうかという、そういう感覚は確かにあるのです。一方で、今日の資料を僕もほんとうにおもしろいと思って見ていたのですけれども、例えばですけれども、子ども家庭支援センターというのはやはり家庭教育の関係とか、家庭との関係でかなり前面に立っている部分がありますね。このレポートとちょっと見せさせていただくと、例えば2ページのところの、相談事業というのはかなり大きな比重を占める事業だと思うのですけれども、相談受理件数というのが15年度から23年度まで見ると、明らかに一直線に下がってきているのです。下がっています。ところが、次のページの3ページの、今度は子育て講座の開催ということで、地域子育て講座という、居住の近くの地区で子育て講座を開きますと、延べ参加者というのは一直線に上がってきているのです。ですから、こういう数字の動きというのは、子育てないしは家庭教育ということで、一体

何をあらわしていることになるのか。

さらに、先ほどちょっと虐待という言葉も出ましたけれども、確かに全体の家庭数からすると、数としては少ないと言っているのかどうかかわからないのですけれども、数字としては小さなものかもしれませんが、例えば5ページに虐待対応ということで、関連会議に上がっていた件数があるのですが、これは新規と継続ということで、特に新規という数字が、年を追うごとに上がってきて、増加していったら、それで、合計数も明らかに右肩上がりが増加しているわけです。そうしたら、今現在いろいろな施策を打っていますけれども、虐待に関しては全く役に立っていないという言い方ができるわけです。このまま増加していくと、これはもっと大きな問題になり得る可能性を秘めている。

ですから、今日いただいた数字を幾つか見ても、確かに国立市の中で家庭教育にかかわってやはり何かが起こっていて、それが今行っていることではうまくそれに対応し切れていない、そういう問題があるということは予想され得る数字ではないかと思うわけです。ただ、それが具体的にまだ見えません。現実といいますか、現場に近い形での内容をもう少し見てくる必要があるのかというのがちょっと思うところではありますけれども。

事務局 今意見おっしゃった部分で、冒頭にもお話しさせていただきましたけれども、次回以降、子ども家庭支援センターの方もお招きしてヒアリングもありますので、今のご指摘の、背景ではありませんけれども、状況がどうなのかということ、その辺ももし、ここでなかなか答えられない部分も多分多いかと思うのですけれども、気になることとかを教えていただければ助かります。

武澤委員 武澤です。私も子育てというか、子育てという言葉は1回目にお話ししたように、全然縁遠い話でございまして、なかなか参加できないのですけれども、参加できないから、かえって1歩引いてずっと今お話を伺っていたのです。それで、率直に感想を申しますと、ここで今までも国立ではこれだけ細かいことをたくさんやっておられるのです。それをまたやる部署もあって、やっていっているわけですから、我々がそこにまたこうやったらいいじゃないかとかということと言っても、なかなか、いや、それは俺たちはもう既にやっているとか考えているという話になるのではないかと思うのです。

それで、これから起こる問題は一体何だろうか、また、起きている問題は何だろうかということを考えて、その対策をとることにおいてまたどんな問題が誘発されるのだろうかということ考えたほうがいいのではないかというふうに思うのです。例えば、僕は具体的に考えるのは、今非常に大きな勢いで伸びているのはIT関係です。パソコン、それから、タブレット、i p a d、ああいうものがどんどん家庭に入っているわけです。それで、3歳の子どもでもi p a dをいたずらできるわけです。小学校に入るとかなり具体的にはi p a dを使っていろいろなことができるようになってしまうのです。そうすると、いいように使ってくれれば、それは非常にいいのだけれども、やはりだんだんおもしろくなると、いろいろなところにアクセスして問題を起こすとかということになっていくし、それから虐待につながっていくというようなことも起きてくるはずなのです。

だから、それに対して、今度は親が教えられるかということ、なかなか親も教えられないような状況になっているのではないかというふうに私は思うのです。だから、子どもにいろいろ教えられるぐらいの知識を親に持ってもらう必要があるのではないか。だから、そういう観点でこの問題を取り上げ

たほうがいいのではないかというふうに思うのですけれども。そうでないと、今までやっているのを一生懸命やっても、それ以上のアイデアはなかなか出てこないのではないかというふうに思う。もっと角度を変えて取り組んでいったほうがいいのではないかというふうに思います。

松田議長 確かに家庭を取り巻く社会の環境というのは変化しているところがあって、家庭教育の中でやりとりされている知識や言語というものが変化していく。そういうことに対して実際に保護者とか親御さんが戸惑われているということがあるとすれば、そういうところを支えていくというのもやはり1つではないかというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、確かにたくさんやっているのですけれども、たくさんやっているにもかかわらず、いろいろな数字を見ると、そこは関係なく変化しているものがあるのです。つまり、なにがしか対応していれば、それが対応して数字が動いていると思うのですけれども、何か問題が起こっているのだけれども、これだけたくさんやっているけれども、そこには一切触れないというのは限度がある面もあるかもしれませんね、わからないですけれども。

武澤委員 武澤です。ですから、そこを、例えばですよ、今携帯電話がはやった。そうすると、携帯電話を持っているか持っていないかとか、今度また携帯電話だけではなくて、スマホを持っているかどうかというようなことで仲間はずれにされたり、何かそこで問題が起きて、また虐待されたりするとか、また、そういったものをどんどん使って、今までとは違ったコミュニケーションの媒体としてそういうものが使われているわけですから、現象としてははじめとか、何かかもしれないけれども、その根底にあるものはちょっと違ってきているのではないかというふうに思いますけれども。

松田議長 ほかはいかがでしょうか。

太田委員 太田です。先ほど子育て支援と家庭教育支援は分けてというお話があって、それで、その後のお話を聞きながら思ったのですけれども、例えば先ほどお話に出た虐待の相談件数が増えているといったことを対処すべき問題としてここで協議するのであれば、それは子育てなのか家庭教育なのか。どちらかという、印象的には、私は子育ての問題のように思いますが、それを曖昧なまま、個別具体的な領域についての話を進めるというのは、ちょっと難しいのかと思っていまして、今もIT関連のお話もそうだと思うのですが、子どもに携帯電話を与えるのかどうかというのも各家庭のご判断でやっていることですし、どの程度まで子どもに使わせるのか、どういうふうな段階でその範囲を広げていくのかというのも各ご家庭の判断なので、国立市がこういう講座を開いて、一律に教えてあげましょうといっても、ある意味余計なおせっかいになりかねないところもあるわけで、それもまた、どちらかという、みんなに等しく提供されるべき教育というよりは、やはり子育ての範疇なのかという気もするのです。ただ、それもやはり曖昧で、文脈によると思うので、ちょっとそのあたりやはり整理をしたいというふうに私もお話を聞きながら改めて思いました。

松田議長 家庭教育と子育てということですね。

立入委員 立入です。これは今の話と結びつくかどうか分からないんですけども、この前不登校とか引きこもりに関してNHK学園のほうで講座があったんですけども、その中で、心の発達、精神科医の方が講演をしてくださり、その中で発達障がいがある子供の不登校ということに関して、グレーゾーンみたいな、発達障がいといっても今いろいろ分けられているけれども、重なっている部分があって、どこからが、どこまでがびたっとこの障がいがある部分かはっきりわかっているわけではなくて、いろいろな症状が重なっていて、その子にわかりやすく伝えることができれば、それでその子が理解していけば、歩みは遅くても理解をしていくんだ、障がいを持っていても理解していくんだ、成長していくんだということを教えてくださっていたんですけども、それは去年でしたか、猪熊さんとかがパネリストになられてやった学校指導課のほうの発達障がいの方の講演会でも聞いていた内容で、結構そういう子が多くなっているという話で。私もそれから興味を持ってそういうものを聞いてきたんですけども、それと不登校、コミュニケーションがうまくとれないということと、あと、子供たちが今LINEとかスマホだとか、持っていない子はいないような現状の中で、そうした選択肢がある中高生の多くが、うまくコミュニケーションがとれなくて、その後の引きこもりになっていってしまうみたいな感じの図式が裏側で全体に見えてきている。54万人ともいわれる人たちがちょっと依存症になりかけているというようなニュースも聞きますし。だから、そういうのは背景に何があるんだろうと思うんです。

別に普通に会話ができ、学校にも普通に通っていても、でも、やはりそういう障がいというほどではなくても、言葉を理解することができなくて、友達とうまくいかなかったりとかというのは、やはり生活上困っていきますよね。仕事に就いていくとか、人と話をしていくとか、社会へ行って社会生活を送っていく上でちょっとうまくいかないものはやはりあるわけで、それを家庭教育という中でもし捉えたとしたら、やはりそういうのはうまく救ってあげる方法が何らかの形であるのではないかと思うんです。

それを少しでも減らすことができたなら、何かきっかけがあってわかり合えるものがあるのかという気はするんですけども。だから、そういうことはITの発達とか、そういうのが家庭教育の中でやはりリテラシーとか、そういう家庭の親も含めて理解することができていくと、不登校とか引きこもりとかということも減ってくるのかと思いつつ聞いてはいたんですけども、そのNHK学園の講座を聞きにきている方も、ある程度終わってから、うちの子引きこもりなんですという人たちが切実な質問を結構していらして、うちにいる子供もスマートフォンではないですけども、1日中ゲームをやったりしているのではないのというふうな思いがあると、それはやはり何らかの形で、親のどうやったらいいんだろうと、親からの目線としてどうしたら違う過ごし方が示すことができるのだろうか、やはり切実な問題としてあるので、そういうことも含めると、何らかのかかわり方があるのかという気はしますけれども。うまく言えないんですけども。

佐藤委員 よろしいですか。佐藤です。随分前の、10年以上前の話ですけども、LD、ADHDというのがいろいろ表に話題になってきたときの、自分の子どもがLDないしはADHDのお母さんたちとお話しすることがあったのです。まだそのときにはそういう子どもたちへの認識というのが非常に薄い時代で、学校の先生たちにもっと早くその認識があれば、子どもたちが何でこんなに乱暴とか、一方ではできるのに、どうしてこんな単純な言葉が覚えられないとか、鏡言葉でしか書けないとか、その一部、できない部分とい

うのがあるのです。ただ知能が低いとか、勉強ができないというわけではなくて障がいがある。その障がいを早く開始をすれば、その子どもは非常に学校に居場所が見つけられるし、仲間も増えるし、不登校にもならなくて済むというのをお話聞いていたのです。

それで、お母さんたちもいろいろ教育委員会に働きかけをされたりして運動されて、そのころかな、六小にそういう教室を開設したり、幾つかそのお母さんたちの運動の成果というのが、その働きかけを教育委員会が受けてそういうふうになっていったのですけれども、そのときに思ったのは、やはりいろいろなうまくいかない部分を学校の現場である先生がわかっているならば、もっと早くにうまくコミュニケーションがとれて対応ができたのにといいところがあつたと思うのです。

ですから、そういうふうに、今のお話ではないですけれども、学校の現場に要求されることがすごく増えていると思うのです。昔だったら、非常に騒いでうるさくて、一緒にお勉強できない子どもといわれたのが、そうではなくて、その対応をしたらできたのだということがわかってくるということは、その対応を学校現場の先生がやはり知らなければいけない、しなければいけない。だから、どんどん手いっぱいになっていっている部分がいろいろなティーチングアシストとか、スマイリースタッフさんとか、いろいろな形の支援員につながってきているのではないかと今お話を伺っていたのです。

また、学校の現場という意味では、いろいろな形のをきっちり対応できるようにしていかなければいけないけれども、それが系統立ってどこまでできているのかというのがあると思うのです。現場の方に聞いたら、もっとそれが不登校という形になっていたり、虐待の形になっていたり、いろいろな形になるのかと思いました。

子ども家庭支援センターの子育てひろばとか、そういうのはすごくお母さんと子どもが来るのですけれども、そういうみんなが集まるところには来るし、ちょっと前にいわれた公園デビューみたいな、たくさんいるところにはかえっていくけれども、小さな公園にお母さんと子どもが遊びに行くということはほとんどなくて、大きい公園に集まるという傾向にあるように聞いておりました。私の家の近くの矢川上公園というところには立川あたりからも大勢見えています。たくさん子どもたちが来るし、ママ友がいるからというので大勢いるところにみんな来るのです。だけれども、そういうところに来られない、参加できない人はおうちで悶々とするという形に少しなつてきているのかと思います。

このごろ見ていると、何しろいるところはいっぱいいる、参加するところはいっぱい参加する、そういう感じですね。

松田議長 幾つかちょっと課題といいますか、つながるようなお話が出てきたと思うのですけれども。ほかはいかがですか。

ちょっと話が戻るといいますか、整理するとしますと、教育と保育といいますか、育てるといふことと、先ほどの話で子育てと家庭教育といふことの区別というのは、ちょっといろいろな立場があつて、やはり整理するにも幾つかレベルが、それをどういふふうに分けていくかといふときに立つ視点というのが幾つかあるように思うのです。

それはやはりいつかはこの委員会としてはこれぐらいのコンセンサスで行きましょうといふことを出さないと、もともと家庭教育支援に関する諮問をするわけですから、それがどういふことなのだといいことが曖昧なままでは、守備範囲がほんとうに拡散してしまつて。

一方で、繰り返しますけれども、幾つかの視点があり得るので、どういう課題に対して最も有効な視点をとってやっていくのかというあたりは、問題をどこに感じるかとか、問題をどこにとろうとするかということがもう少し醸成されていかないと、無理に視点を先に設定してしまっていてやっていくというのは、合理的ではあるのですが、実際にこの社会教育委員会というのは、結局具体的に何を最後の出口になっていかないといけないかということ、結局のところは国立市の市民の皆さんの生きやすさというものに対して公共である行政とか、そういう合法的なかわりというのがどんなサポートができるのかということになっていかないといけないわけですから。

ですから、そういう意味では、ちょっと便宜的に視点を整理するというよりは、何に向かってということをもう少し別途ちょっと醸成しながら考えていなければならない問題なのかと思ったりはしますけれども。

でも、今日いろいろご意見が出てくる中で、少し視点のあり方、とり方とか、問題の所在というのが前回に比べてかなりはっきりしてきたのではないかと、そんなふうに思えるところがあります。

そういう意味では、先ほどちょっと事務局からご提案がありましたけれども、家庭教育の前面に立たれている可能性の高い支援センターのほうのヒアリングが可能だということですので、次回少し様子をお話しいただいて、私たちのほうから少しご質問する中で、その実態といいますか、現状をそういう角度から深めてみるというようなことをさせていただくというのはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次回ということで計画を立てていただいでよろしいですか。

**事務局** あと、また調整しますけれども、先ほどちょっと事務局のほうからお話しさせていただきましたが、先ほど数字の傾向のお話もありましたし、こんな部分を聞きたいとか、こういうことが気になっているというのがもしありましたら、教えていただければ、それも踏まえた内容でお話しできたらという形にさせていただきたいので、ちょっとご意見いただきたいのですが。

**矢野委員** ちょっと関連して、もしこういうのがあれば。余計なことかもしれないですけども、大人の意識調査とか行政のというのはわかるのですけれども、中学生ぐらいの、そういう意識調査みたいなものはないのですか。意識調査ということはないけれども、本音を言うかどうかは別だということもありますけれども。

私、この夏読んだ幾つかの中でのなるほどなと思ったのが、東京大学で2005年からですか、社会学者とか経済学者の方が集まって、希望学プロジェクトってできて、岩波新書で『希望のつくり方』というのがあって、その中に、先ほどの子育てとあれですけども、希望と夢って似ているようだけれども、希望と夢って違うように定義しているのです。夢は誰でも見る。子どもが野球選手になりたい。何でもいい。クロスオーバーしているのですけれども、希望というのは、実はその定義を東大でつけたのは、今の状況が困難だけれども、少しでもよくしようと思って何とかして、それが果たせるかどうかわからないけれども、自分の努力を最大にやるということが希望だということです。

今の世の中というか、特に日本は希望を持ちにくい。それは高齢化社会で高齢者になると、希望を持つって結構大変なことですよ。その人たちが社会の全体を覆って、経済も難しい。当然子どもというのはそれを敏感に感じてしまうのです。だから難しい。そういう前段の話なのですけども、その中で、なるほどと思ったのは、やはり何で勉強しなければいけないのかとい

うのがなかなか伝え切れない。これが学校の先生も親も、子ども自身もわからない。親が勉強する。いい大学に行って、いい就職する、入りたいとか何か言っているけれども、そんなことほんとうなのとみんな疑う、子どもも中学生ぐらいでみんな賢くなってしまっているから。

だけれども、その中で結論づけているのは、勉強するということは、極端なことを言うと、困難とかわからないことから逃げない。人間としてやはり難しいことにぶち当たったときに、すぐ諦めてしまうようなことになってはいけないから、知れば知るほどおもしろみも出てくるし、わからないことに挑戦するという意味では大事だからということがあるのですけれども、今の子どもたちが何を不安に思ったり、感じているかという。親は思いますよ。立派な親になって、人に優しくとか書いてあることを思いますけれども、でも、それは明治以来変わっていないはずです。明治というか、もっと昔から。国立の子どもなのかどうかわかりませんが、何かもっともしあれば、手がかりになるのかという気がするのです。

先ほど議長さんがおっしゃったように、問題がどこにあるかを感じるというか、これがほんとうに一番ベーシックだと思うのです。親が勝手に問題だと思っても、子どもに、やっぱりうちのお父さん、お母さんはわかってくれている、うちの先生何もわかってくれていると言われたら、それで終わっちゃいますよね。我々も同じだと思うのです。いろいろなことを言っているけれども、やっぱり僕らのことをわかってくれないとかと言われたら、何のために議論しているかわからないと思ったもので、ちょっと余計なことを言った。

武澤委員 武澤です。今のお話に関連して、僕は問題に思っているのはやはりインターネットなのです。今ずっとこの委員会でも議論されてきたのは、実際に我々が住んでいる社会、リアルなコミュニティーの問題なのです。インターネットで出てくるのは、今度はバーチャルなソサエティーというか、コミュニティーの話がどんどん出てくるわけです。

そうすると、今度は子どもには、子どもでも大人でもそうですけれども、リアルとバーチャルの境目、境界目がわからなくなってくるのです。ここが非常に問題だと思うのです。こういう問題を取り上げているところは少ないと思うのですけれども、これこそ僕は国立で取り上げるべきだと思うのです。リアルとバーチャルの区別。なかなか境界線がはっきりしなくなってきましたので、子どもたちにはそれがほんとうにわからない。これはほんとうにリアルなことなのか、バーチャルなことなのか。そういうことも教えていかななくてはだめなのか。それは家庭でもやらなくてははいけないと私は思います。

松田議長 それで、子どもの実態みたいな数字というのはどこかにあるのですかというようなお問い合わせかと思うのですけれども、それは数字じゃなくてもいいのですけれども、なにがしかヒアリングさせていただくというようなことがある。子どもということであると、やはり根本先生なんかはほんとうに校長先生やっておられますのでということもあるだろうし、他の委員の皆さんも地域で相当リアルな子どもというものを感じられておると思いますので、そのあたりもあわせて少し。

そういう意味では、前回までは資料的な側面から家庭をめぐる、あるいは子どもをめぐる幾つかの数字が出てきたと思うのです。今回は行政の施策として家庭教育に対してどういうふうに行っているかというものが出てきている。ですから、次回は、あるいは次回というか以降は、ほんとうに問題を感じるというレベルでのリアルさというのがどこに今あって、そのあたりを

しっかり探っていないと、今日もちょっとありましたけれども、では、国立の課題は何なのだという、国立という地域性みたいなことというのが確かにまだ見えにくいところもあると思いますので、少し時間をかけていますけれども、どういう課題として家庭教育の問題を取り上げるのかというのは非常に重要なところだと思いますので、それは次回少しそういうヒアリングを中心とした議論を積み重ねさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

太田委員 すみません、よろしいですか。今何が課題であるのか、どのあたりに問題があるのかということ把握するのはすごく大事な作業で、まずやるべきだと思うのですが、例えば子ども家庭センターがやっている事業と教育委員会がやっている活動と、両方にまたがるような内容をここで考えていく必要があるのであれば、多分子ども家庭支援センターのほうがやっている事業というのは、どちらかという福祉に近く、教育委員会は教育なので、両方にまたがってというふうに、福祉と教育と両方でというふうに家庭教育を捉えていくということにおそらくなっていくのだろうと思うのですが、どちらかという、何か困ったことが起こっていて、それがいわばマイナスな状態であるから、それをゼロに戻しましょうというのが福祉のようなイメージ。すごく大ざっぱですけども。教育というのは、もっとよりよく何かを追求していこうという行為なわけですよ。それもすごく大ざっぱなんです。

そうすると、例えばそれぞれの価値観とか子育ての方針みたいな、しつけのやり方とかって、そういうものが多分両方にはかかわってくると思うのですが、どちらの方向に自分たちの育てている子どもを向かわせたいかというのは各家庭の判断なのだとすると、そこはまたどちらかという教育の領域であって、虐待とか学校に行けないとか、コミュニケーションがうまくとれないというところに対しての支援ももちろん必要なのですが、そちらばかりにはなっていくたくないというふうな思いがあるのです。

なので、子ども総合計画のほうでもいろいろ施策がありますけれども、こういうふうに全部まとめてというふうにするのではなくて、ちょっとこのあたりも整理をして区分をして、家庭教育そのものを2つに分けて考えるというか、そういうやり方もいいのかというふうに思うのですが、そうすると、多分次回やその次あたりでもう少し国立の課題が何なのかというのを見きわめていこうとするのはやはり福祉的なところに寄ってってしまうので、そうではないほうもその後一、二回ぐらい取り上げていけるといいのではないかと。

学校教育では足りないプラスアルファを各家庭で追求したいときに、それを支援できるようなものというのがいいのかどうかということにも踏み込んでいく必要が将来的にはあると思うので、そういうふうに今後も計画を考えていけるといいのではないかと。

松田議長 なるほど。非常に重要なご指摘だと思います。

そうしましたら、今の太田委員からのお話もしっかりと組み込む形で、視点としてそういうことを生かして考えていくということで、次回こういうふうにしたいと思います。

確かに家庭教育という、あるバイアスとかめがねがかかってしまって、おっしゃるように、それが虐待の問題だとか、あるいは不登校の問題だとかというふうに思い込んでしまってある構えを既につくってしまっていることがほんとうにたくさんありますから、そういうことではなくてという面を



やはりしっかりと見せていくことも大事だと思いますので。

それでは、今日は大体のところ時間が来たところなのですが、委員の皆様方から何かちょっと足りていないところとか、その他のことでご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

では、本日もお忙しい中をほんとうにありがとうございました。では、次回のセッティングどうぞよろしく願いいたします。

事務局 先ほどちょっと言いかけたものがありました。次回、子ども家庭支援センターの職員を呼んでのヒアリングという形にしたいと思いますが、具体的にその場でこの資料はといったときに、提示できない場合もございます。このことについて知りたいと思う事柄がございましたら、次回は9月17日になります。センター側として資料を準備する関係もございますので、1週間前、9月10日までにメールで構いませんので、こちらのほうまでご連絡ください。それについてを支援センターに連絡して、準備できるものであれば、用意します。よろしく願いいたします。

— 了 —